

議案第18号

東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正について

東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

令和元年6月27日提出

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

1 提案理由

山地番・耕地番の重複解消作業に伴い、関係する小学校の通学区域の修正を行うとともに所要の規定の整備を行うため、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり。

3 施行期日

令和元年7月1日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

る。）」を「（平岩小学校の学区の区域を除く。）」に改め、同表吉川小学校の項中「（大竹、出ヶ原及び小関の各一部の区域に限る。）」を「の一部」に改め、同表八本松小学校の項中「（吹越の区域に限る。）」及び「（大曾場の区域に限る。）」を「の一部」に改め、同表西志和小学校の項中「七条栴坂（東志和小学校の学区の区域を除く。）」を「七条栴坂の一部」に、「（長松の一部の区域に限る。）」を「の一部」に改め、「志和堀」の右に「（東志和小学校の学区の区域を除く。）」を加え、同表東志和小学校の項中「（栴坂の一部の区域に限る。）」を「（西志和小学校の学区の区域を除く。）」に、「及び内」を「、内及び志和堀の一部」改め、同表高屋東小学校の項中「（陽晃台団地の区域に限る。）」を「の一部」に改め、同表高屋西小学校の項中「（3番から5番までに限る。）」を「（東西条小学校の学区の区域を除く。）」に、「（五十石及び高屋ハイツの区域に限る。）」を「の一部」に、「杵原（高美が丘小学校の学区の区域を除く。）」を「杵原の一部」に改め、同表東西条小学校の項中「（1番及び2番に限る。）」を「の一部」に改め、「龍王小学校の学区の区域を除く。）」の右に「、御菌宇（国道2号より北側の区域に限る。）の一部」を加え、同表平岩小学校の項中「（1番から8番まで、22番及び23番に限る。）」、「（6番及び16番から18番までに限る。）及び「（上寺家、塚の峠及び稲荷の各一部の区域に限る。）」を「の一部」に改め、同表御菌宇小学校の項中「（1番から13番まで及び17番に限る。）」を「の一部」に、「（5番から10番までに限る。）」を「（三ツ城小学校の学区の区域を除く。）」に、「西条町御菌宇の一部」を「西条町御菌宇（西条小学校、三永小学校、東西条小学校及び三ツ城小学校の学区の区域を除く。）」に、「（郷田小学校及び板城小学校の学区の区域を除く。）」を「の一部」に改め、同表高美が丘小学校の項中「（杵原上及び杵原中央の区域に限る。）」を「（高屋西小学校の学区の区域を除く。）」に、「（近信の区域に限る。）」を「の一部」に改め、同表三ツ城小学校の項中「西条中央四丁目（御菌宇小学校の学区の区域を除く。）」を「西条中央四丁目の一部」に、「（御菌宇小学校の学区を除く国道2号より南側の区域に限る。）」を「（国道2号より南側の区域に限る。）の一部」に改め、同表板城西小学校の項中「（向井、門脇、上ノ畑、寺田、河原、神前、中間、弍百目、半田、河本、聖原（84番地から395番地までに限る。）、塔ノ平、ガガラ山（21番地から68番地まで）及び下モ原に限る。）」を「の一

部」に改め、同表上黒瀬小学校の項中「（下角及び上角（４３５２番地から４４０番地までに限る。）の区域に限る。）」を「の一部」に改め、同表乃美尾小学校の項中「（浄善坊、下広池、工原（７６９番地から９２７番地までに限る。））、池ノ上、市ヶ原、岩幕山（１番地から９３番地まで及び４０１番地から４０６番地までに限る。）の区域に限る。）」を「の一部」に改め、同表中黒瀬小学校の項中「市飯田」を「、市飯田」に、「（東本郷、免田、中筋、西本郷、大坪台、古宮、西ヶ迫、大島、反台、在長、新開、山ノ内の一部、前大風呂及び山口（１番地から５７８番地まで、６１０番地から６６５番地まで及び９０７番地から９０８番地までに限る。）の区域に限る。）」を「の一部」に改め、同表下黒瀬小学校の項中「（砂池原、下新寺、上新寺、大風呂（８０８番地から９０１番地までに限る。））、宝蔵椀の一部、西ノ谷、砂池原、狐ヶ城、前砂池原、後砂池原、下新寺、上新寺及び上大風呂の区域に限る。）」を「の一部」に改める。

別表中学校の表黒瀬中学校の項中「黒瀬町、黒瀬松ヶ丘、黒瀬学園台、黒瀬桜が丘一丁目、黒瀬切田が丘一丁目、黒瀬切田が丘二丁目、黒瀬切田が丘三丁目、黒瀬春日野一丁目、黒瀬春日野二丁目、黒瀬榑原北一丁目、黒瀬榑原北二丁目、黒瀬榑原北三丁目、黒瀬榑原東一丁目、黒瀬榑原東二丁目、黒瀬榑原東三丁目、黒瀬榑原西一丁目及び黒瀬榑原西二丁目」を「板城西小学校、上黒瀬小学校、乃美尾小学校、中黒瀬小学校及び下黒瀬小学校の学区」に改め、同表福富中学校の項中「福富町」を「竹仁小学校及び久芳小学校の学区」に改め、同表豊栄中学校の項中「豊栄町」を「豊栄小学校の学区」に改め、同表河内中学校の項中「河内町、入野中山台一丁目、入野中山台二丁目、入野中山台三丁目、入野中山台四丁目、入野中山台五丁目及び河内臨空団地」を「河内小学校及び入野小学校の学区」に改め、同表安芸津中学校の項中「安芸津町」を「木谷小学校、三津小学校及び風早小学校の学区」に改める。

附 則

この規則は、令和元年７月１日から施行する。

新		旧	
	志和町志和西、別府、奥屋、冠、七条栴坂の一部 _____、志和東の一部 _____及び志和堀（東志和小学校の学区の区域を除く。） _____の区域	西志和小学校	志和流通（東志和小学校の学区の区域を除く。）並びに 志和町志和西、別府、奥屋、冠、七条栴坂（東志 和小学校の学区の区域を除く。）、志和東（長松 の一部の区域に限る。）及び志和堀 _____の区域
東志和小学校	志和流通の一部並びに志和町七条栴坂（西志和小学校の 学区の区域を除く。）、 志和東（西志和小学校の学区の区域を除く。）_____、 内及び志和堀の一部の区域	東志和小学校	志和流通の一部並びに志和町七条栴坂 _____（栴坂の一部の区域に限る。）、 志和東（西志和小学校の学区の区域を除く。）及び 内_____の区域
小谷小学校	高屋町重兼及び小谷の区域	小谷小学校	高屋町重兼及び小谷の区域
高屋東小学校	高屋台一丁目及び高屋台二丁目並びに高屋町白市、高屋 東（高屋西小学校の学区の区域を除く。）、貞重及び高 屋堀の一部_____の区域	高屋東小学校	高屋台一丁目及び高屋台二丁目並びに高屋町白市、高屋 東（高屋西小学校の学区の区域を除く。）、貞重及び高 屋堀（陽見台団地の区域に限る。）の区域
高屋西小学校	西条吉行東二丁目（東西条小学校の学区の区域を除く。） _____並びに高屋町高屋東の一部 _____、杵原の一部 _____、稲木（高美が丘小学 校の学区の区域を除く。）、桧山、宮領、大島、中島、 郷及び溝口の区域	高屋西小学校	西条吉行東二丁目_____（3番から5番までに限る。）並びに高屋町高屋東 _____（五十石及び高屋ハイツの区域に限る。）、杵原（高 美が丘小学校の学区の区域を除く。）、稲木（高美が丘 小学校の学区の区域を除く。）、桧山、宮領、大島、中 島、郷及び溝口の区域
造賀小学校	高屋町造賀の区域	造賀小学校	高屋町造賀の区域
東西条小学校	西条上市町の一部、西条大坪町の一部、西条末広町、西 条土与丸一丁目、西条土与丸二丁目、西条土与丸三丁目、 西条土与丸四丁目、西条土与丸五丁目、西条土与丸六丁 目、西条吉行東一丁目及び西条吉行東二丁目的一部 _____並びに西条町西条（西条小学校及 び龍王小学校の学区の区域を除く。）、御園宇（国道2 号より北側の区域に限る。）の一部、吉行、土与丸及び 助実（西条小学校の学区の区域を除く。）の区域	東西条小学校	西条上市町の一部、西条大坪町の一部、西条末広町、西 条土与丸一丁目、西条土与丸二丁目、西条土与丸三丁目、 西条土与丸四丁目、西条土与丸五丁目、西条土与丸六丁 目、西条吉行東一丁目及び西条吉行東二丁目（1 番及び2番に限る。）並びに西条町西条（西条小学校及 び龍王小学校の学区の区域を除く。） _____、吉行、土与丸及び助実（西 条小学校の学区の区域を除く。）の区域
平岩小学校	八本松東一丁目、八本松東二丁目の一部 _____、八本松飯田二丁目の一部 _____及び寺家駅前並びに西条町寺家 の一部_____及び 八本松町米満の区域	平岩小学校	八本松東一丁目、八本松東二丁目（1番から8番 まで、2番及び2番に限る。）、八本松飯田二丁目 _____（6番及び16番から18番までに限る。）及び 寺家駅前並びに西条町寺家（上寺家、塚の峠及び 稲荷の各一部の区域に限る。）及び八本松町米満の区域
御園宇小学校	鏡山二丁目（郷田小学校及び三ツ城小学校の学区の区域 を除く。）、鏡山三丁目の一部	御園宇小学校	鏡山二丁目（郷田小学校及び三ツ城小学校の学区の区域

新		旧	
	_____、鏡山北の一部及び西条中央四丁目（三ツ城小 学校の学区の区域を除く。） 並びに西条町御園宇（西条小学校、三永小学校、東西条 小学校及び三ツ城小学校の学区の区域を除く。）及び 田口の一部 _____の区域		を除く。）、鏡山三丁目（1番から13番まで及 び17番に限る。）、鏡山北の一部及び西条中央四丁目 _____（5番から10番までに 限る。）並びに西条町御園宇 _____の一部及び 田口_____（郷田小学校及び板城小学校の学区の区域を 除く。）の区域
高美が丘小学校	高屋高美が丘一丁目、高屋高美が丘二丁目、高屋高美が 丘三丁目、高屋高美が丘四丁目、高屋高美が丘五丁目、 高屋高美が丘六丁目、高屋高美が丘七丁目、高屋高美が 丘八丁目、高屋高美が丘九丁目及び高屋うめの辺並びに 高屋町高屋堀（高屋東小学校の学区の区域を除く。）、 杵原（高屋西小学校の学区の区域を除く。） 及び稲木の一部_____の区域	高美が丘小学校	高屋高美が丘一丁目、高屋高美が丘二丁目、高屋高美が 丘三丁目、高屋高美が丘四丁目、高屋高美が丘五丁目、 高屋高美が丘六丁目、高屋高美が丘七丁目、高屋高美が 丘八丁目、高屋高美が丘九丁目及び高屋うめの辺並びに 高屋町高屋堀（高屋東小学校の学区の区域を除く。）、 杵原（杵原上及び杵原中央 の区域に限る。）及び稲木（近信の区域に限る。） の区域
三ツ城小学校	鏡山一丁目の一部、鏡山二丁目の一部、鏡山北（御園宇 小学校の学区の区域を除く。）、西条中央一丁目、西条 中央四丁目の一部_____、西 条中央五丁目、西条中央六丁目、西条中央七丁目、西条 中央八丁目、西条下見五丁目、西条下見六丁目及び西条 下見七丁目並びに西条町西条東の一部、下見（郷田小 学校の学区の区域を除く。）及び御園宇（_____） _____国道2号より南側の区域に限る。）の一部の 区域	三ツ城小学校	鏡山一丁目の一部、鏡山二丁目の一部、鏡山北（御園宇 小学校の学区の区域を除く。）、西条中央一丁目、西条 中央四丁目（御園宇小学校の学区の区域を除く。）、 西条中央五丁目、西条中央六丁目、西条中央七丁目、西 条中央八丁目、西条下見五丁目、西条下見六丁目及び西 条下見七丁目並びに西条町西条東の一部、下見（郷田小 学校の学区の区域を除く。）及び御園宇（御園宇小学校 の学区を除く国道2号より南側の区域に限る。）の 区域
板城西小学校	黒瀬町国近、小多田及び宗近柳国の一部 _____ _____ _____の区域	板城西小学校	黒瀬町国近、小多田及び宗近柳国（向井、門脇、 上ノ畑、寺田、河原、神前、中間、戎百目、半田、河本、 聖原（84番地から395番地までに限る。）、塔ノ平、 ガガラ山（21番地から68番地まで）及び下モ原に限 る。）の区域
上黒瀬小学校	黒瀬町宗近柳国（板城西小学校の学区の区域を除く。）、 南方（乃美尾小学校の学区の区域を除く。）及び乃美尾 の一部 _____の区域	上黒瀬小学校	黒瀬町宗近柳国（板城西小学校の学区の区域を除く。）、 南方（乃美尾小学校の学区の区域を除く。）及び乃美尾 _____（下角及び上角（4352番地から4400番地 までに限る。）の区域に限る。）の区域
乃美尾小学校	黒瀬学園台並びに黒瀬町南方の一部 _____	乃美尾小学校	黒瀬学園台並びに黒瀬町南方（浄善坊、下広池、

新		旧	
	及び乃美尾（上黒瀬小学校の学区の区域を除く。）の区域		工原（769番地から927番地までに限る。）、池ノ上、市ヶ原、岩暮山（1番地から93番地まで及び401番地から406番地までに限る。）の区域に限る。）及び乃美尾（上黒瀬小学校の学区の区域を除く。）の区域
中黒瀬小学校	黒瀬松ヶ丘、黒瀬榎原北一丁目、黒瀬榎原北二丁目、黒瀬榎原北三丁目、黒瀬榎原東一丁目、黒瀬榎原東二丁目、黒瀬榎原東三丁目、黒瀬榎原西一丁目及び黒瀬榎原西二丁目並びに黒瀬町大多田、丸山、榎原、切田（下黒瀬小学校の学区の区域を除く。）市飯田、上保田、菅田、川角及び兼広の一部	中黒瀬小学校	黒瀬松ヶ丘、黒瀬榎原北一丁目、黒瀬榎原北二丁目、黒瀬榎原北三丁目、黒瀬榎原東一丁目、黒瀬榎原東二丁目、黒瀬榎原東三丁目、黒瀬榎原西一丁目及び黒瀬榎原西二丁目並びに黒瀬町大多田、丸山、榎原、切田（下黒瀬小学校の学区の区域を除く。）市飯田、上保田、菅田、川角及び兼広（東本郷、免田、中筋、西本郷、大坪台、古宮、西ヶ迫、大島、反台、在長、新開、山ノ内の一部、前大風呂及び山口（1番地から578番地まで、610番地から665番地まで及び907番地から908番地までに限る。）の区域に限る。）の区域
下黒瀬小学校	黒瀬春日野一丁目、黒瀬春日野二丁目、黒瀬桜が丘一丁目、黒瀬切田が丘一丁目、黒瀬切田が丘二丁目及び黒瀬切田が丘三丁目並びに黒瀬町兼広（中黒瀬小学校の学区の区域を除く。）、切田の一部	下黒瀬小学校	黒瀬春日野一丁目、黒瀬春日野二丁目、黒瀬桜が丘一丁目、黒瀬切田が丘一丁目、黒瀬切田が丘二丁目及び黒瀬切田が丘三丁目並びに黒瀬町兼広（中黒瀬小学校の学区の区域を除く。）、切田（砂池原、下新寺、上新寺、大風呂（808番地から901番地までに限る。）、宝蔵椀の一部、西ノ谷、砂池原、狐ヶ城、前砂池原、後砂池原、下新寺、上新寺及び上大風呂の区域に限る。）、兼沢及び津江の区域
竹仁小学校	福富町上竹仁及び下竹仁の区域	竹仁小学校	福富町上竹仁及び下竹仁の区域
久芳小学校	福富町久芳及び上戸野の区域	久芳小学校	福富町久芳及び上戸野の区域
豊栄小学校	豊栄町の区域	豊栄小学校	豊栄町の区域
河内小学校	河内町下河内、中河内、上河内、河戸、宇山、戸野及び小田の区域	河内小学校	河内町下河内、中河内、上河内、河戸、宇山、戸野及び小田の区域
入野小学校	河内町入野、入野中山台一丁目、入野中山台二丁目、入野中山台三丁目、入野中山台四丁目、入野中山台五丁目及び河内臨空団地の区域	入野小学校	河内町入野、入野中山台一丁目、入野中山台二丁目、入野中山台三丁目、入野中山台四丁目、入野中山台五丁目及び河内臨空団地の区域
木谷小学校	安芸津町木谷（三津小学校の学区の区域を除く。）	木谷小学校	安芸津町木谷（三津小学校の学区の区域を除く。）
三津小学校	安芸津町三津（風早小学校の学区の区域を除く。）、木谷の一部及び風早の一部の区域	三津小学校	安芸津町三津（風早小学校の学区の区域を除く。）、木谷の一部及び風早の一部の区域
風早小学校	安芸津町風早（三津小学校の学区の区域を除く。）、大田、小松原及び三津の一部の区域		
もみじ小学校	八本松町原の一部及び吉川の一部の区域		

新		旧	
龍王小学校	西条西本町及び西条東北町並びに西条町西条の一部、寺家（平岩小学校の学区の区域を除く国道486号より北側の区域に限る。）及び西条東（三ツ城小学校の学区の区域を除く国道486号より北側の区域に限る。）の区域	風早小学校	安芸津町風早（三津小学校の学区の区域を除く。）、大田、小松原及び三津の一部の区域
		もみじ小学校	八本松町原の一部及び吉川の一部の区域
		龍王小学校	西条西本町及び西条東北町並びに西条町西条の一部、寺家（平岩小学校の学区の区域を除く国道486号より北側の区域に限る。）及び西条東（三ツ城小学校の学区の区域を除く国道486号より北側の区域に限る。）の区域
中学校		中学校	
名称	学区	名称	学区
西条中学校	西条小学校の学区（松賀中学校の学区の区域を除く。）及び龍王小学校の学区の区域	西条中学校	西条小学校の学区（松賀中学校の学区の区域を除く。）及び龍王小学校の学区の区域
向陽中学校	郷田小学校、板城小学校及び三永小学校の学区の区域	向陽中学校	郷田小学校、板城小学校及び三永小学校の学区の区域
八本松中学校	原小学校、吉川小学校及び八本松小学校の学区の区域	八本松中学校	原小学校、吉川小学校及び八本松小学校の学区の区域
志和中学校	西志和小学校及び東志和小学校の学区の区域	志和中学校	西志和小学校及び東志和小学校の学区の区域
高屋中学校	小谷小学校、高屋東小学校、高屋西小学校及び造賀小学校の学区の区域	高屋中学校	小谷小学校、高屋東小学校、高屋西小学校及び造賀小学校の学区の区域
磯松中学校	川上小学校及び平岩小学校の学区の区域	磯松中学校	川上小学校及び平岩小学校の学区の区域
松賀中学校	西条小学校の学区（西条町助実及び御菌宇の区域に限る。）並びに東西条小学校及び御菌宇小学校の学区の区域	松賀中学校	西条小学校の学区（西条町助実及び御菌宇の区域に限る。）並びに東西条小学校及び御菌宇小学校の学区の区域
高美が丘中学校	高美が丘小学校の学区の区域	高美が丘中学校	高美が丘小学校の学区の区域
黒瀬中学校	板城西小学校、上黒瀬小学校、乃美尾小学校、中黒瀬小学校及び下黒瀬小学校の学区	黒瀬中学校	黒瀬町、黒瀬松ヶ丘、黒瀬学園台、黒瀬桜が丘一丁目、黒瀬切田が丘一丁目、黒瀬切田が丘二丁目、黒瀬切田が丘三丁目、黒瀬春日野一丁目、黒瀬春日野二丁目、黒瀬榎原北一丁目、黒瀬榎原北二丁目、黒瀬榎原北三丁目、黒瀬榎原東一丁目、黒瀬榎原東二丁目、黒瀬榎原東三丁目、黒瀬榎原西一丁目及び黒瀬榎原西二丁目の区域
福富中学校	竹仁小学校及び久芳小学校の学区の区域	福富中学校	福富町の区域
豊栄中学校	豊栄小学校の学区の区域	豊栄中学校	豊栄町の区域
河内中学校	河内小学校及び入野小学校の学区の区域	河内中学校	河内町、入野中山台一

新		旧	
安芸津中学校	木谷小学校、三津小学校及び風早小学校の学区の区域		丁目、入野中山台二丁目、入野中山台三丁目、入野中山台四丁目、入野中山台五丁目及び河内臨空団地の区域
中央中学校	寺西小学校及び三ツ城小学校の学区の区域	安芸津中学校	安芸津町の区域
もみじ中学校	もみじ小学校の学区の区域		
		中央中学校	寺西小学校及び三ツ城小学校の学区の区域
		もみじ中学校	もみじ小学校の学区の区域